

**戦没者等のご遺族の皆さまへ  
第十二回特別弔慰金の請求について**

**【特別弔慰金の趣旨】**

特別弔慰金は、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

**【支給対象者】**

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。
- 4 上記1~3以外の戦没者等の3親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

**【支給内容】**

額面 27万5千円(5年償還の記名国債)

**【請求期間】**

令和7年4月1日から令和10年3月31日  
※請求期間を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

☎ 福祉子育て支援課社会福祉担当(請求窓口)  
☎ 56-2125

**村道民税・森林環境税の第1期  
納期限について**

村道民税および森林環境税を普通徴収で納付していただく場合、1年の税額を4回に分けて納めていただくこととなりますので、納税通知書(第1期分)がお手元に届きましたら、納期限までに納めていただくをお願いします。

**納期限** 6月30日(月)  
**納付場所** 占冠村役場会計室・トマム支所・郵便局  
旭川信用金庫・ふらの農業協同組合

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

**富良野税務署からのお知らせ  
税務職員を募集しています**

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。2025年度の採用試験の概要は次の通りです。

**【受験資格】**

- ・令和7年4月1日において高等学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- ・令和8年3月までに高等学校を卒業する見込みの者

**【申込受付期間】**

6月13日(金)午前9時~6月25日(水)(受信有効)  
※インターネットにより行ってください。  
《専用アドレス》  
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

**【第1次試験】**

9月7日(日)  
☎ 札幌国税局人事第2課採用担当 ☎ 011-231-5011  
(内線2315)  
富良野税務署総務課 ☎ 22-2144

**生活・仕事相談会を開催します**

**日時** 令和7年6月25日(水)  
①10時00分~10時50分  
②11時00分~11時50分  
**場所** 占冠村役場  
**申込** 6月24日(火)の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。  
**相談料** 無料  
☎ 自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」  
☎ 0166-38-8800 FAX 0166-33-0021  
メール anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

**6月は「外国人雇用啓発月間」です**

**啓発**

**知って、守って、みんなで活躍**  
~外国人雇用はルールを守って適正に~

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- 1 就労が認められる在留資格であること
- 2 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届け出を行うこと
- 3 労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

☎ ハローワーク富良野 ☎ 23-4121  
旭川労働基準監督署 ☎ 0166-99-4703  
(総合労働相談コーナー)

**一定面積以上の土地の取引をした  
ときは届け出が必要です**

土地の売買・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定によりその土地が所在する**"市町村"**に届け出が必要です。

**【届け出の対象となる面積】**

- ・都市計画区域外(占冠村が該当) 10,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内 5,000㎡以上
- ・市街化区域 2,000㎡以上

**【届け出が必要な方】**

譲受人(土地の権利取得者)

**【提出書類】各3部**

- ・土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地の位置を明らかにした縮尺1/50,000以上の地形図
- ・土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の図面
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状(代理人が届け出する場合)

**【提出期限】**

契約(予約を含む)締結日から2週間以内

**【罰則】**

届け出をしなかったり、虚偽の届け出をした場合は法律で罰せられることがあります。

※土地売買等届出書の様式は、村のホームページからダウンロード可能です。

国土利用計画法 占冠村

検索



☎ 企画商工課企画担当(届出先) ☎ 56-2124

**■入居資格**

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
- 月収が15万8,000円以下の方  
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12カ月で割った金額が15万8,000円以下の方)  
※敷金の納入が必要です。  
※連帯保証人が2人必要です。  
★入居者と同等以上の収入のある方

**■家賃** 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

**■入居可能日** おおむね7月1日(火)

**■入居決定** 入居者選考委員会の審査によります。

**■申込受付場所** 建設課建築担当  
トマム支所

**■お問い合わせ** 建設課建築担当 ☎ 56-2172

**村営住宅等入居者募集のご案内**

募集团地	受付期限 6月16日(月)	
<b>●中央地区 6戸</b>		
○中央団地	2LDK	2戸
	3LDK	2戸
○第2千歳団地※	4LDK	1戸
○第2中央団地※	2LDK	1戸
<b>●占冠地区 1戸</b>		
○占冠団地	3LDK	1戸
<b>●トマム地区 1戸</b>		
○第2トマム団地	3LDK	1戸

※第2千歳団地・第2中央団地は所得基準が異なります。  
詳しくは建設課建築担当へお問い合わせください。

**運転免許更新時講習会**

会場：富良野市ふれあいセンター  
富良野市春日町12番5号

**■優良講習(30分)**

- ◎6月5日(木) 13時~
- ◎6月17日(火) 13時~

**■一般講習(1時間)**

- ◎6月5日(木) 14時~
- ◎6月17日(火) 14時~

**■違反講習(2時間)**

- ◎6月11日(水) 13時~
- ◎6月24日(火) 13時~

※警察署等で更新手続きを終えていなければ、更新時講習は受講できません。

☎ 富良野警察署交通課 ☎ 22-0110

**占冠村の放射線量の状況(5月分)**

測定日 令和7年5月2日(金)、8日(木)

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	14時34分	晴	0.040
双民館グラウンド	14時25分	晴	0.047
占冠地域交流館グラウンド	10時30分	晴	0.033
占冠保育所グラウンド	14時16分	晴	0.034
トマム学校グラウンド	11時14分	晴	0.037
トマム保育所グラウンド	11時01分	晴	0.036

※北海道の空間放射線量率モニタリング結果(上川総合振興局0.021~0.098)と比較して平常レベルと判断されます。「北海道の空間放射線量率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp>

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121